

事務連絡  
令和5年6月19日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染状況等に係る都道府県と市町村間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について

平素より、感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年12月9日に公布された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第96号）に基づき、同日より、感染状況等に係る都道府県と市町村間の情報共有に係る規定（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。（以下「法」という。）第16条第2項から第4項まで）が施行されており、昨年12月19日より、健康観察等に係る一般市町村の長の協力及び情報提供に係る規定（法第44条の3第6項及び第7項並びに第50条の2第4項）が施行されているところです。

また、来年4月1日より、健康観察の委託に係る規定（法第44条の3第4項から第6項まで及び第50条の2第4項）が施行されるところです。

これらの規定に関する事例及び自宅療養者等に係る個人情報の提供に関する覚書例について、別添のとおりお示しするので、内容について御了知の上、市町村等の関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。

## 感染状況等に係る都道府県と市町村の間の情報共有 及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例

# 目次

---

1. 感染状況等に係る都道府県と市町村の間の情報共有の事例	3
2. 自宅療養者への対応に係る市町村等の協力の事例	5
3. 自宅療養者等の支援等における保健医療部局と防災担当部局の連携事例	8
4. 自宅療養者等に対する健康観察等の委託に係る事例	11

# 1. 感染状況等に係る都道府県と市町村の間の情報共有の事例

---

## 栃木県佐野市 | 県から共有された感染状況に係る情報の活用

---

- 栃木県等から新型コロナウイルス感染症の発生状況に係る情報(公表情報と同じ内容(※))について、毎日提供を受け、以下の活用を行った。
  - ※ 症例番号、年代、性別、居住地、陽性確認日、退院日等
  - － 市の感染症対策本部会議の資料として活用
  - － 佐野市や近隣市の感染者数から、今どこのエリアで感染者が増減しているかをピンポイントで把握。佐野市が突出した際には、**広報誌、新聞折込チラシ、SNS(LINE、Twitter)、ネット広告、市ホームページ、防災無線、防災メール、広報車、街頭啓発など、あらゆる手段を使って、市民へ向けて感染防止対策を周知。**
  - － 年代別感染者情報をもとに、幼稚園や保育園、小中義務教育学校等若年層での感染拡大が把握できた際には、**保護者向けメールや園や学校への通知などを通じて、注意喚起を実施。**
- チラシを作成するに当たっては、**数字やグラフなどを活用し、説得力や危機感が増すように工夫。** ネット広告については、地元新聞社の提案で、**ターゲティング広告の形で実施した。**

## 2. 自宅療養者への対応に係る市町村等の協力の事例

---

# ①北海道 | 都道府県から市町村への患者情報の提供

- 令和3年12月以降、道防災部局から市町村防災部局に患者情報をメール(エクセル形式)で毎日(閉庁日除く)提供する取組を開始。その取組に併せて、市町村に生活支援の協力を依頼し、道に「生活支援に係る実施状況報告書」を提出することを条件として、利用目的を明白にした上で、市町村防災部局から市町村保健部局への情報共有を認め、実施状況報告書を道のHPで公表した(現在は削除)。
- 食品及び日用品の療養セットや健康観察に必要なパルスオキシメーターの配付は道が直接実施しており、市町村による生活支援の取組としては、自宅療養者のための買い物代行や道の療養セットが届くまでの間の食料提供といった例があった。  
※市町村が行う生活支援に要する費用について、道からの補助・助成等は実施しなかった。

## 市町村における自宅療養者への生活支援に係る実施状況報告書

令和 年 月 日現在

市町村名		担当課	
連絡先電話番号		E-mail	

### 1 保健所が行うサービスへの協力について(該当するものに○)

	実施している (実績は無いが配付の準備ができている場合含む)
(1) 自宅療養者に保健所所有のパルスオキシメーターを配付	
(2) 自宅療養者のために市町村でパルスオキシメーターを確保、配付	

### 2 実施している自宅療養者への生活支援サービスについて○をつけてください。

	実施している
(1) 陽性者の待機(宿泊)施設の設置	
(2) 自宅療養者のための買い物代行	
(3) 自宅療養者への食品・日用品等配達	
(4) 療養終了に係る入院・入所先から自宅への送迎	
(5) その他	

## ②東京都 | 区市町村による日用品の提供等の生活支援

- 感染拡大防止の推進のため、地域の実情により必要と判断した区市町村において、日用品の提供等の生活支援を実施し、当該経費については、都が全額補助を行った。  
※都においては配食やパルスオキシメーターの配布を実施。区市町村においては、トイレットペーパー、生理用品、おむつ、手指消毒液、マスク等の生活用品を支援している事例があった。
- 患者情報の共有については、陽性者の安否確認や健康観察、日用品の提供等の生活支援、災害時の支援等を目的として、都は希望する市町村との間で、「市町村における新型コロナウイルス感染症陽性者等の支援活動に係る個人情報の取扱いに関する協定書」を締結。円滑な情報共有が図れるよう、都内で発生した患者のデータを集約・集計している都患者情報データベース(都患者情報管理センターで管理)及びHERSYSから抽出・提供できるようにした。

### < 情報提供項目 >

HERSYS ID、氏名、氏名フリガナ、住所、住所種別(住民登録住所 or 居所)、連絡先、生年月日、性別、発病年月日、療養状況(自宅/入院/宿泊/調整中)、療養開始日、報道発表日(患者情報データベース登録日)、所管保健所、届出医療機関

### < 情報提供方法 >

LG-WAN 経由のファイル転送システム(SmoothFile)を利用。

当日9時までに発生届が出された陽性者について集約・集計後、当日夕方に提供情報を抽出・編集し、翌朝9時までにアップロード。



### 3. 自宅療養者等の支援等における保健医療部局と防災担当部局の連携事例

---

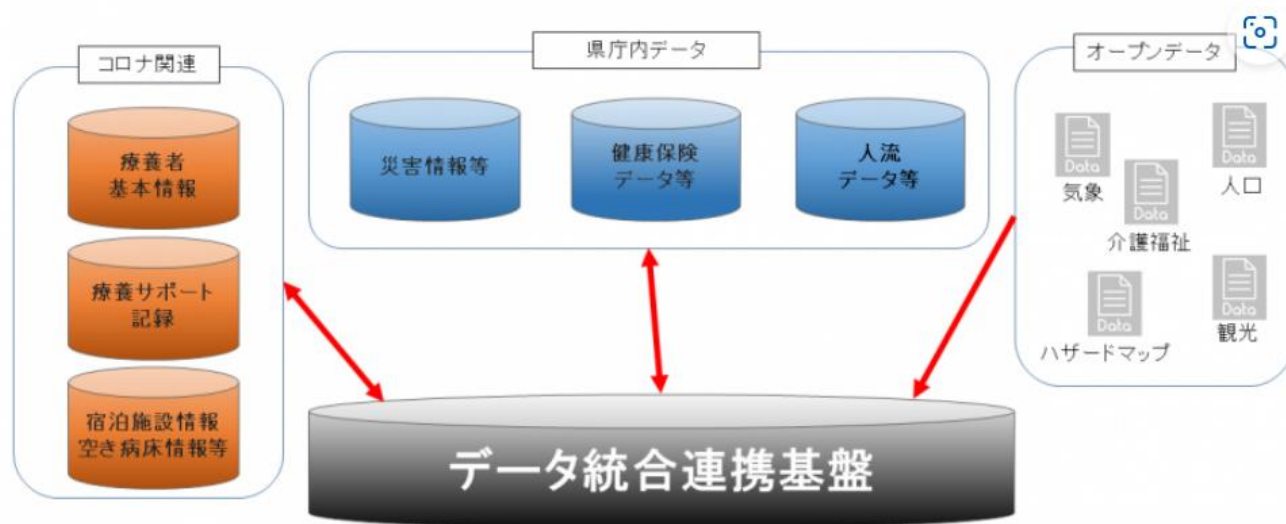
# ①神奈川県 | データ統合連携基盤を活用した市町村との連携

## ●「データ統合連携基盤」

新型コロナウイルス感染症自宅療養者情報とハザードマップの統合：

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の情報と洪水や高潮等のハザードマップ情報を統合、連携し、危険区域内の自宅療養者リストを作成することで、自然災害発災時における住民サポートに活用。

- 平時から、県がデータ統合連携基盤を活用してハザードマップ上の字名单位の自宅療養者数を確認し、市町村の防災担当部局に共有。
- 台風等の自然災害時には、早期注意情報発表時点で、避難対象地域内の自宅療養者をハザードマップ上で確認し、県の防災部局から各市町村の防災担当部局に連絡（県がデータ統合連携基盤から避難対象地域の市町村ごとの自宅療養者のリスト（氏名・住所・電話番号）を作成して共有）。市町村から当該自宅療養者に対して宿泊療養施設への避難の希望の確認を実施し、希望者がいた場合、避難所ではなく、宿泊療養施設での療養に切り替える体制を整備（市町村は必要に応じて、県に当該宿泊療養者の移送を依頼）。



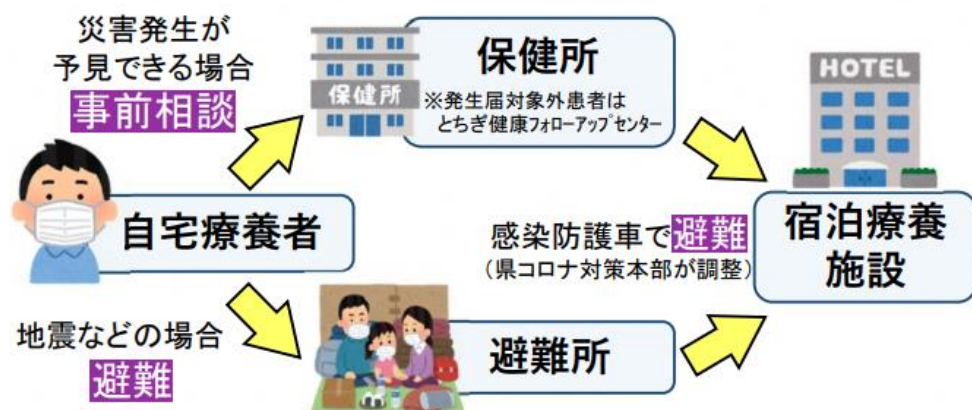
## ②栃木県 | 市町村の防災担当部局との連携

- 令和2(2020)年9月に、県の防災部局と相談の上、県の保健衛生部局において「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を作成し、県内市町と共有した。新型コロナウイルス感染症のまん延時においても、各市町が感染防止対策の徹底を図り、適切な避難所運営が行えるようにした。
- 令和3年5月に国の「防災基本計画」の改正により新型コロナ対応として保健所と市町村等の防災担当部署が連携して対応する旨が示されたことを受け、県と各市町の保健衛生部局及び防災部局関係者による連携の協議を進めた。最終的には県と全市町(保健所設置市を除く)と自宅療養者の個人情報提供に係る覚書を締結。災害時の適切な避難行動の推進や、避難先での適切な感染拡大防止対策を行えるようにした。

※ 各市町では、提供を受けた患者情報を活用し、自宅で療養している方への個別連絡や新型コロナ患者用の避難場所の案内、避難所における動線分離の実施等を行い、避難所から宿泊療養施設への感染保護車での避難は県の新型コロナウイルス感染症対策本部において調整することを想定。

### 基本の考え方

- 安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がないこと。
- 感染拡大防止ができる場合は安全な親戚・知人宅なども避難先として検討すること。
- 危険な状況になる前に安全な場所へ移動すること。



### 【情報提供運用実績】

令和3年及び令和4年の台風発生時に、  
市町の求めに応じて提供

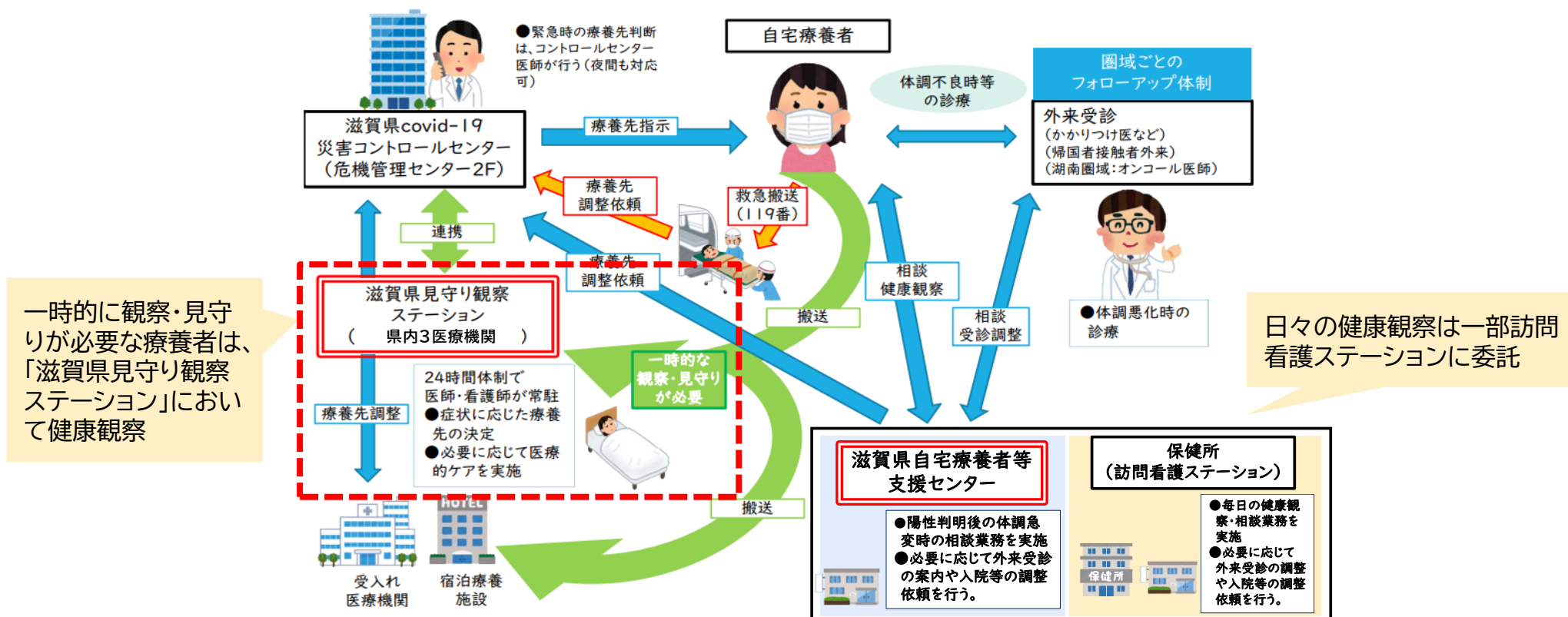
## 4. 自宅療養者等に対する健康観察等の委託に係る事例

---

# ①滋賀県 | 医療機関や訪問看護ステーションへの委託

- 自宅療養者の健康観察については、日々の健康観察業務の一部(例:高齢者独居等の対応困難事例)を訪問看護ステーション(6圏域25事業所)へ委託することにより、適切な療養体制の整備に努めた。また、令和4年7月以降は、陽性判明後の体調急変時の相談については、県の自宅療養者等支援センター(民間事業者へ委託)にて対応し、受診調整等を実施。
- 療養先判断を行う県のコントロールセンターの医師が一時的に観察・見守りが必要と判断した療養者については、24時間体制で患者の容態を観察する「滋賀県見守り観察ステーション」に搬送の上、健康観察。見守り観察ステーションは、当初は病院協会・看護協会を通じて医師・看護師を確保の上、県庁に設置していたが、令和3年10月以降は県内の医療機関(総合病院等)に機能を移転。

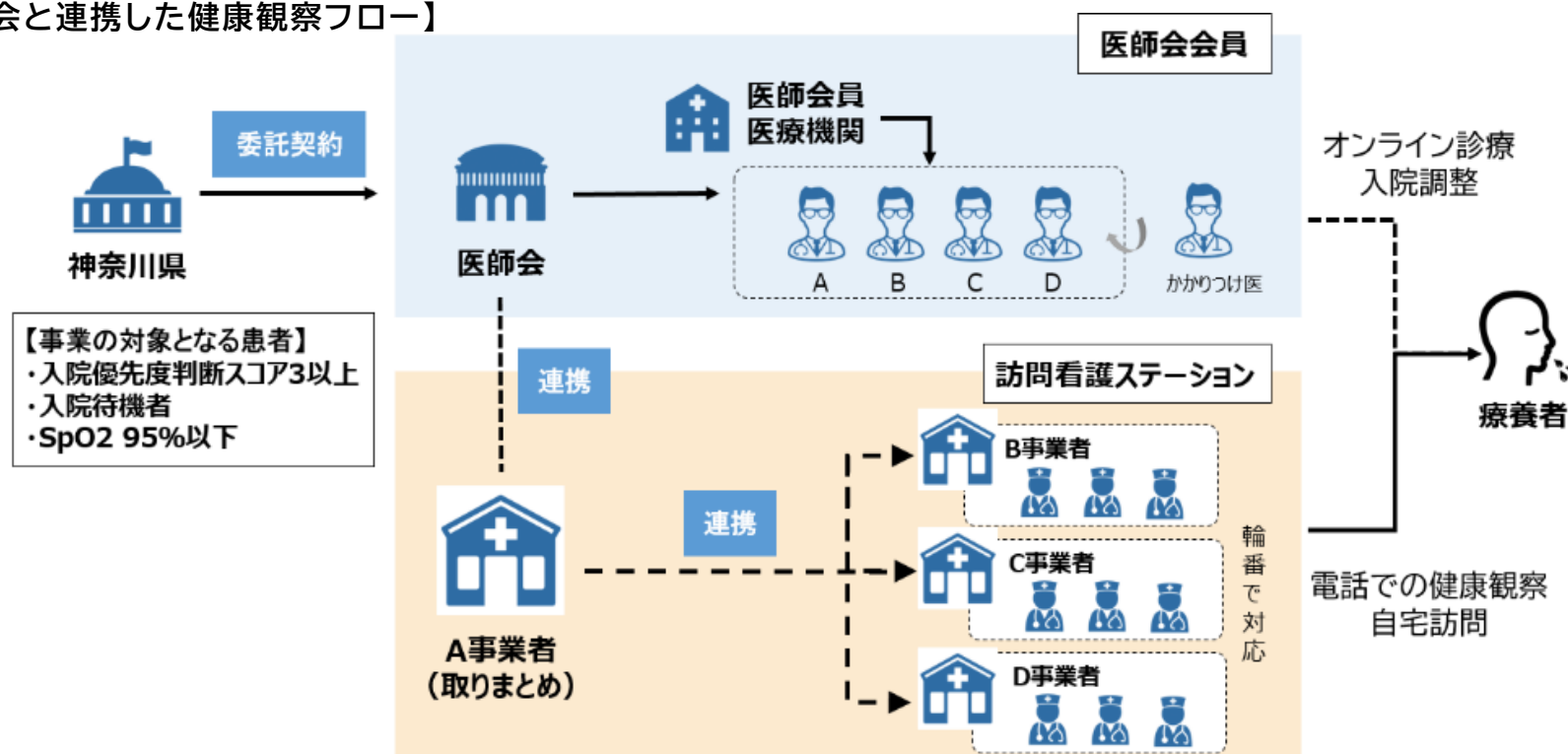
## 自宅療養者に対する医療提供体制について



## ②神奈川県 | 郡市医師会等と連携した健康観察システム

- 自宅療養者のうち、**高齢者等ハイリスク者**の健康観察については、**郡市医師会**に委託。各医師会は**訪問看護ステーション等**と連携し、自宅療養者に対して、**電話での健康観察や自宅訪問**を実施し、毎日健康状態をフォロー。
- その他の自宅療養者については、**看護師を配置したコールセンター事業者**に委託の上、**電話での健康観察**を行った。
- また、健康観察に係る事務作業や全体の交通整理について、別途民間事業者<sup>①</sup>に委託した。

【郡市医師会と連携した健康観察フロー】



## 別添 2

### 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る自宅療養者等に係る 個人情報の提供に関する覚書例

〇〇〇都道府県知事（以下「甲」という。）と〇〇市町村長（以下「乙」という。）は、感染症の予防及び感染者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 44 条の 3 第 7 項（又は第 50 条の 2 第 4 項において準用する同法第 44 条の 3 第 7 項）に規定する情報の提供に関して、次のとおり覚書を締結する。

#### （情報の提供）

第 1 条 乙は第 3 条に定める目的のために、法第 44 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項（又は法第 50 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項）の規定により居宅から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた者（以下「自宅療養者等」という。）の情報が必要となった場合、甲に対し、個人情報の提供を求めることができる。提供の期間は、乙が同条に定める目的のために真に必要な期間に限る。

2 甲は第 3 条に定める目的のため、乙の求めに応じ、乙に対し、当該市町村に居住する自宅療養者等の個人情報を提供する。

#### （使用目的及び利用の制限）

第 2 条 乙は、個人情報を下記の目的にのみ使用できるものとし、他の目的で使用してはならない。

（1） 〇〇〇

（2） 〇〇〇

（自宅療養者等の健康観察及び生活支援等に係る乙の協力内容について地域の実情に応じて記載）

#### （提供する情報）

第 3 条 甲が、乙に提供する個人情報は、氏名、年齢、性別、住所、連絡先とする。

#### （個人情報の取扱い）

第 4 条 乙は、個人情報を都道府県及び市町村の個人情報保護条例に基づき、漏えい防止及び適正管理のために必要な措置を講じ、適切に取り扱わなければならない。

2 乙は、個人情報の使用に際して、自宅療養者等が他から特定され、誹謗中傷による人権侵害や風評被害が発生しないよう努めなければならない。

#### （責務）

第 5 条 乙は、甲から提供された個人情報について事故が生じた場合は、その責任を負う。

#### （覚書の解除）

第 6 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本覚書を解除し、甲が乙に提供した個人情報を返還し、又は復元又は判読が不可能となる方法により破棄も



しくは消去することを求めることができる。

- (1) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- (2) 個人情報の取扱いについて不正又は不適正な行為があったとき。
- (3) 本覚書に基づく甲の指示に正当な理由なく従わないとき。
- (4) 前各号のほか、本覚書に違反したとき。

(個人情報の消去)

第7条 乙は、本覚書が有効期間を終えたとき又は甲から提供を受けた情報が不要となった場合には、復元又は判読が不可能となる方法により、情報を消去しなければならない。

(事故発生時の報告)

第8条 乙は、情報の紛失、盗難その他の事故が生じ、又は生じるおそれのあるときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(有効期間)

第9条 この覚書の有効期間は、締結の日から令和〇年3月31日までとする。ただし、本覚書の有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により1年間更新するものとし、その後も同様とする。

- 2 有効期間内であっても、甲乙いずれかから申し出があったときには、協議の上、本覚書に基づく個人情報の提供の全部又は一部を、終了または停止することができるものとする。
- 3 この覚書の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

(疑義等の解決)

第10条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この覚書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 都道府県知事名  
乙 市町村長名